

水戸地裁の敗訴を超えて「ハッ場ダム中止」へ。

第5回茨城の会総会「ストップハッ場ダム運動」の成果を確認。

11月14日、第5回ハッ場ダムをストップさせる茨城の会総会は、取手市福祉会館で開かれました。去る6月30日、水戸地裁の「不当判決(敗訴)」に、一度は闇につつまれた私たちの運動も、8月30日の総選挙による政権交代で一転、「ハッ場ダム中止」へと鮮やかな“夜明け”を迎えました。

提訴から丸5年、私たちの利害得失を離れた無償の運動は、社会を動かし、国民の意思を得て、政権交代→「ハッ場ダム中止」への流れを作り出しました。

会場は92人の参加者で溢れ、これまでの運動を確認。控訴審の勝利をもって完全中止を誓い、総会声明を採択しました。定例の議案①2009年度活動報告、②2009年度会計報告・監査報告、③2010年度活動方針、④2010年度予算案、⑤役員改選、⑥控訴審印紙税など特別カンパ、すべて承認されました。決議事項、総会声明は同封書類をご覧ください。

1都5県知事の「ハッ場ダム中止反対声明」の虚偽を正す。嶋津さん講演。

政府の「ハッ場ダム中止声明」以来、下流都県知事の威丈高な虚言・暴言、それを垂れ流す一部のマスコミ報道は目に余ります。嶋津暉之さんは感情を抑え科学的にその誤りを正しました。

ハッ場ダム治水効果の虚偽

最近50年間で最大の洪水は平成10年9月のものです。その時の水位は、洪水基準点である八斗島の堤防の天端から4mも下にありました。仮にハッ場ダムがあっても水位低減効果は大きく見ても僅か13cm。堤防高は河口部を除きほぼ完成しています。

カスリーン台風の再来で被害は当時より大きくなる。という虚偽。

カスリーン台風と同規模の洪水がきたら、当時より氾濫面積は拡大し、想定被害額は34兆円にも上ると言います。しかし利根川の治水対策は同台風の再来にひたすら備えてきたものです。堤防を嵩上げし、河床を掘削し、幾つものダムも造ってきました。その上で状況が悪化したと言うのなら、60数年の時間と何十兆円という税金を投下した責任はどうなるのでしょうか。問うべきはそのことでしょう。でも、国はそこまで無能ではありません。まったく有り得ない話です。

堤防の漏水はハッ場ダムで防げる。という虚偽。

堤防やその下部の地盤からの漏水により、堤防決壊の恐れがあると言います。しかしそれは、堤防を強化して防ぐものです。ハッ場ダムに求めるのは筋違いです。むしろ問題は、利根川の河川整備予算がハッ場ダムに吸い上げられ、堤防の強化予算が削られていることです。

暫定水利権を失い、水不足になる。という虚偽。

ハッ場ダムの中止で暫定水利権が失効し水不足になると言います。暫定水利権とは、水利許可権とダム建設許可権を一手に握る国交省が、水利許可と引換えにダム建設への参加を条件としたために生じたものです。つまりダム完成までの人質のような水利権です。しかし実際は安定水利権と違いはありません。ハッ場ダムの場合、30年にも亘って取水しながら全く支障がないのですから。また新政権が約束する「合理的な水利許可行政」が実施されれば、自ずと解消されるものです。

ハッ場ダムが無いために渇水になった。という虚偽。

取水制限が117日にも及ぶことがあった。ハッ場ダムがあれば100日は減少した。と言います。取水制限と聞くと、私たちは「断水」が頭に浮かびます。思い出してください、117日も断水したり、チョロチョロとしか水が出なかった年があったでしょうか。心理的な虚をつく恫喝と言っていいでし

よう。また何時の時代でも、どこの国でも、季節や降雨により、取水をコントロールするのは当たり前のことです。それが水管理者の仕事だからです。次に八ッ場ダムの役割を履き違え、能力を過大に語っています。八ッ場ダムは渇水用のダムではありません。下流都県に常に水を供給するダムですから、大雨が続かない限り満杯にはなりません。また水需要の一番大きい夏には台風に備えて 6500 万トンもの水を放流、利水容量は 2500 万トンまで減少します。しかるに、知事達の論理は、八ッ場ダムは渇水になるまで一滴も使わず、満杯の状況にあることを前提にしています。さらに、八ッ場ダムがカバーしない地域まで計算に加え、渇水の危機と八ッ場ダムの効果を過大にしています。まさに作るが為のなりふり構わぬ論理を、知事達は知ってか知らずか語っているのです。

嶋津さんは講演の最後に、川原湯温泉「やまた旅館」の豊田嘉雄さんを紹介されました。豊田さんは八ッ場ダム反対のリーダーとして戦い、病に倒れ、昨年亡くなられました。最後まで「八ッ場ダムは作ってはならない」と語り続けたといわれます。嶋津さんは 40 年前の豊田さんとの出会いがあって、今の自分がいる。とも語られました。

豊田さんの著書「湖底の蒼穹(そら)」の最後の一行。

「いつかきっと、やまたのよっちゃんに正しかった、と認められる日がくることを信じている」。

八ッ場ダム完全中止へ向け「特別カンパ議案」可決。

1都5県の八ッ場ダム住民訴訟は、全国オンブズマンからの寄付金 200 万円を基に進めてきました。弁護士の方々には手弁当でやっていただいておりますが、外部の学者や専門家をお願いする証言・意見書の謝礼(薄謝ですが)・現地への交通費、訴状の印紙代、膨大な資料づくり、集会費用等々、節約を重ねてきましたが、現在残高は 23 万円と残り少なくなってきました。茨城の会の会計も監査請求時のカンパ 123000 円を基に、年間 20 万円前後の会費・カンパで賄ってきましたが、決算報告書の通り、残高は 77000 円と過少になってきました。こうした状況を見て、1 都 5 県市民連絡会は、それぞれにカンパを募り、裁判と運動を支えて行くことを申し合わせました。今総会では「特別カンパ議案」として審議いただき可決されました。その上、会場で 56000 円ものカンパをいただきました。事務局として厚く御礼いたしますとともに、ご理解ご支援を重ねてお願いいたします。

茨城県内 44 市町村議会へ「八ッ場ダム中止決議」「国と県への意見書提出」請願。

八ッ場ダム中止声明を受けて、この国の宿痾ともいえる「無駄な公共事業」に根を張る政官業の世界から、罵声にもにて「八ッ場ダム推進」の声があがっています。茨城県においても、橋本知事は八ッ場ダム推進を表明。県議会も「八ッ場ダム早期完成」を決議しました。この悲しむべき状況に、私たちは、各市町村の心ある議員に呼びかけ「八ッ場ダム中止」決議をし、国に八ッ場ダム事業費の県負担分の返還を求め、それを基に水道料金の引下げを求める請願をいたしました。同時に市町村議会の議決をもって、国と県に対し、速やかに八ッ場ダム中止を進めるよう、意見書の提出を求めました。

■新年度会費をお願いします。

一口 1000 円(一口以上) 郵便振替:八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 00160-8-556816

振込用紙は、総会のご案内に同封してあります。既に頂いている方もあります。ご注意ください。

※e-mailで配信可能な方は garyoan@tiara.ocn.ne.jp までお願いします。

■八ッ場花豆甘納豆カンパ金円。ご協力ありがとうございました。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志

事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯:090-4527-7768